「手話言語の普及を担う人材のあり方」について

参 考 ３

　　　　　平成28年12月19日

国立大学法人 大阪教育大学

特任准教授　 池谷航介

**○言語としての手話について**

・１０月１４日の障がい者施策推進協議会提言において、「手話が言語である」という府としてのスタンスが明確になった。

　・手話言語の習得には、①語彙力、②文法力を高めるため、③数年単位の相当な期間を要するものである。

　・また、全府民レベルで手話言語の啓発と普及を果たすためには、小規模地域において社会教育と学校教育に渡る取り組みが重要である。

**○手話言語の普及（含、手話通訳）を担う人材をめぐる課題**

・量的な人材不足

　≪大阪府の手話通訳者養成の状況≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ |
| 受講者数 | ３３０名 | ３１０名 | ３０６名 |
| 登録者数 | ３７６名 | ３７９名 | ３５８名 |

若い世代の登録についても課題がある。学業と並行して手話を学ぶ機会の不足や、手話が学べる、手話で学べる教育機関等が充実していない状況がある。このため、次世代の担い手として期待できる学生等、若い学び手・担い手が少ない現状あり。

　・質的な人材不足

　　学術的な場面等、より高度な専門性を有する担い手が不足している。大学の講義等に負担感なく参加できているかといったことに深刻な課題がある。

また、手話通訳に関する資格試験等（府手話通訳者登録制度、手話通訳士、手話検定など）はあるが、上記のような場面では、さらに熟達した技術（より高度な通訳手話）が求められる。これに加えて、府民に広く普及することを担う人材の育成に係る取り組みも求められるかもしれない。

**○手話を使って活躍できる場の確保**

・手話を母語とする人たちが、手話で学び、手話で会話できる社会の実現が望ましい。

・日常的に手話を用いて参加できる社会を実現するためには、「手話のできる」人材が全ての場で尊重され、なおかつ必要とされることが求められる。

　・取り組みにあたっては、まず①「手話学習機会の拡充」として、様々な教育の場で手話言語を学ぶことができる機会を増やし、その結果、②「手話環境の充実」として、手話熟達者並びに手話言語の啓発・普及に努められる人材の配置や拡充が進められ、手話の啓発・普及が図られるようにする。

　**・実現のための一つのアイディアとして、大阪府と本学の連携を今後強化し、本学において全ての教員志望者（＝啓発・普及の担い手）が学ぶことができる手話プログラムの拡充整備を検討する。プログラム取得者の認定を確立した上で、府教員採用試験でその旨を明示できる仕組み等があれば、手話の心得を有する教員志望者が、積極的に大阪府を選択志願することにもつながるのではないかと考える。**

※平成27年12月より、本学は大阪府及び柏原市と「要約筆記」の充実に関する三者協定を結んでいる。

※本年度より、本学の事業として、大阪大学・関西学院大学・国立民族学博物館と連携し、

手話言語について学ぶ特別講座を実施している。